

## 四條畷市への要請内容と回答

### 1. 雇用・労働施策

- (1) 「大阪雇用対策会議」で確認した失業率4%台にむけ、「平成19年度版雇用・就労支援プログラム」の実効ある推進と、雇用確保と雇用創出にむけ、大阪府と連携して最大限取り組みを講ずること。
- (2) 「成長有望分野(バイオ・ライフサイエンス、情報家電、ロボット、環境・新エネルギー、コンテンツ)」や大阪らしい「ものづくり基盤技術産業」と連携を強化し、雇用創出につながる施策と、大阪府と連携した取り組みを講ずること。
- (3) 継続して経済成長が見込まれるなか、関連企業との連携のもと、雇用確保に積極的に取り組むこと。さらに、雇用の質の向上(正規雇用)にむけても積極的に施策を講ずること。
- (4) 「フリーター・ニート」等の就労支援を行っている「大阪府若者サポートステーション」などの情報提供を行い、一人でも多くの方が来館し、就職へのサポートを受けられるよう取り組むこと。
- (5) これらの施策を十分に行うためにも、雇用・労働行政の強化に努めること。

#### (一括回答)

(1)～(5)について、本市のみならず、雇用の確保・創出など就労支援につきましても重要な施策と考えております。今後とも大阪府や近隣市などとも連携を図り取り組んでまいります。

事業者に対する安定的な雇用の拡充や正規雇用にむけた働きかけ、またフリーターやニートなど若年者の就労支援につきましても、大阪府と連携を図り、雇用・労働行政の推進に努めてまいります。

### 2. 経済・中小企業施策

- (1) すべては「人」が社会・経済を担っている。中小企業においてはそれが顕著である。人間尊重をベースに、最大限人的資源に投資する中小企業施策を構築すること。

#### (回答)

今後とも、労働者(人)の側に立った施策を推し進めるよう努めてまいります。

- (2) 「大阪産業・成長新戦略」は産業拡大及び事業創出につながることから、アジアゲートウェイ構想と融合させた、磐石な大阪産業施策を講ずること。

#### (回答)

「大阪産業・成長新戦略」につきましては、ブランド産業の創設や新規商品開発事業など、市

場戦略や産業振興、地域雇用の確保を図るうえで重要と考えており、大阪府などとの連携を図り取り組んでまいります。

### 3. 行財政改革施策

(1) トップ自らが行財政改革の先頭に立ち、法令遵守を基本にCSR行政運営を構築すること。

(回答)

今後とも行政としての社会的責任を踏まえ市政の運営にあたってまいります。

(2) 負債を次世代に先送りしないことを基本に、財政プライマリーバランスの健全化にむけ、早期に実効ある計画を立案し、推進すること。

(回答)

本市は平成14年9月に「財政健全化見直し計画」を、また平成19年3月には「行財政改革プラン」を作成し、財政の健全化に取り組んでまいりました。一般会計は、なお5億円を超える実質収支赤字額を抱えておりますが、過去5年間の一般会計のプライマリーバランスは、平成16年度を除き黒字となっており、財政健全化への取り組みの成果が徐々に出てきているものと考えております。今後も、実質収支赤字額の解消にむけ、財政の健全化対策に取り組んでまいりたいと考えております。

### 4. 福祉・介護・医療・障害者施策

(1) 2007年度中に大阪府で行われる「地域医療計画」の見直しに沿い、患者の視点に立った地域医療連携体制の構築を行うこと。特に救急医療や夜間・休日診療、小児科医療、産科医療の充実にむけた施策を積極的に行うこと。

(回答)

本市においては初期救急として小児科や歯科の休日診療を行うとともに、北河内7市において夜間救急センターを実施しています。夜間救急センターにおいては、小児救急の充実にむけて平成19年度から診療科目を小児科に特化し、開設時間を1時間早める等の対応を行っています。また、広報やホームページ・乳幼児健診の機会等を通じて、休日・夜間の急病時の相談機関や医療機関等について啓発を行っています。

小児科や産科・周産期医療の充実については二次医療圏で整備を行うことが必要であり、引き続き北河内保健医療協議会において医療や連携体制の整備について協議を行うとともに、医師の確保等の抜本的な対策について大阪府や国に要望してまいります。

(2) 介護サービス事業などについて、実施主体である各市町村は、サービスの普及・適正利用の観点から、利用方法や制度理念等について、利用者・事業者に対する広報・啓発活動を充実させること。さらに介護オンブズマン等第三者評価を含む苦情・相談体制を強化・拡充すること。

(回答)

介護保険事業については、四條畷市・門真市・守口市で構成する「くすのき広域連合」で実施しており、介護サービスの啓発については、くすのき広域連合の広報・パンフレット及び構成市の広報・ホームページにおいて実施しております。また苦情・相談については、くすのき広域連合から派遣された弁護士により毎月構成市で実施しております。

(3) 市町村が実施主体となる地域包括支援センターについては、地域の様々な人材を活用したネットワークを構築し、センターの事業を適正に実施すること。また、地域包括支援センター運営協議会に被保険者代表を委員として参加させること。

(回答)

本市には3ヶ所の地域包括支援センターが配置され、平成18年4月から各々の生活圏域において関係機関とネットワークの構築を図っており、また地域包括支援センターの事業を評価する運営協議会の委員には、1号及び2号被保険者の方にご参加いただいております。

(4) 高齢・退職者の生きがいくくりと社会活動への参加促進のため、生涯学習・スポーツ・NPO活動の奨励・健康維持のための保健体育の充実・地域活動など、活動の場を広げる諸施策を講じること。

(回答)

高齢化が進むなか、高齢者の社会参加は今後ますます重要となってくることから、生きがいと健康づくり事業・公民館講座や各地域でのふれあいサロン・ワークプラザの活用、社会福祉協議会・シルバー人材センターなど関係機関と連携を図り、今後も高齢者の生きがいの場の充実を図ってまいりたいと考えます。

(5) 生活保護制度等の運営にあたっては、ナショナルミニマム保障にふさわしい内容とすること。同時に、「雇用は最大の福祉である」という考え方にに基づき、積極的な就労支援により自立につながるシステム・支援体制を構築すること。

(回答)

生活保護制度の実施につきましては、法令等に基づき公正かつ適正に対応しております。自立につながるシステム・支援体制につきましては、平成17年度から実施している国の生活保護受給者等就労支援事業(自立支援プログラム)を活用し、自立支援にむけ取り組んでいるところです。

(6) 厚生労働省の発表するH I V感染者・A I D S患者数によると、近畿圏での感染者数・患者数の増加が著しい。各自治体において、これまで以上のH I V感染対策と感染予防のための啓発の取り組みを、大阪府医師会などの関係機関と連携し、積極的に行うこと。

(回答)

H I V感染対策と感染予防のための啓発の取り組みは、大阪府四條畷保健所が中心になり、抗体検査と検査来所者に対する啓発、中学校等への性教育の出前講座、ホームページ等での啓発活動を行っています。また、「世界エイズデー」の前後には、近隣の大学と連携し文化祭などでの啓発活動やイベント等でのチラシの配布等を行っています。

本市におきましても大阪府四條畷保健所と連携し、中学校への性教育の実施やポスター掲示、チラシの配布を行い啓発に努めています。今後も関係団体等との連携を強化し啓発活動に努めてまいります。

## 5. 子ども・教育施策

(1) 地域の多様な保育ニーズに応えるため、保育制度（休日保育・延長保育・病児保育・夜間保育、地域での子育て支援、ファミリーサポート事業等）のさらなる改善・拡充を行うこと。特に、地域でのネットワーク型の子育て支援が可能になるよう、複数ある制度の連携等を検討し、総合的な子育て支援体制の強化・拡充を行うこと。また、医療機関と連携した病児保育については、各市町村に最低1ヶ所の設置を行うこと。

(回答)

「次世代育成支援地域行動計画（なわて子どもプラン）」に基づき、保育制度の改善・拡充等を行いながら、平成18年には子育て総合支援センターを創設し、総合的な子育て支援の強化を図るなどプランの具現化を図っております。病児保育につきましては、前期計画の期間である平成21年度の実施にむけ取り組みを進めてまいりたいと考えております。

(2) 保育の質の低下を招きかねない保育現場での不安定雇用の増加や人件費カットのないよう、制度の維持・改善を行うこと。さらに、人材育成のための研修を行うこと。

(回答)

子どもたちが安心して保育所生活が送れるよう、職員の研修をはじめ制度の維持・改善等に努めてまいりたいと考えております。

(3) 次世代育成支援や子どもを守る観点から、いきいき活動やわいわい活動など、児童の放課後対策をさらに強化すること。特に学童保育については、小学校区ごとに最低1ヶ所の整備や補助金制度の拡充、対象の拡大、環境の整備など事業の拡充を行うこと。さらに、学童保育の運営上の問題についての正確な把握を行い、その改善に努めること。

## (回答)

放課後対策の強化につきましては、放課後や学校の休業日において、小学校等の施設を使用し子どもたちの安全・安心な活動拠点を設け、子どもたちが地域社会のなかで心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進するため、学校・地域社会・行政が連携して放課後子ども教室推進事業を展開してまいります。

学童保育につきましては、放課後の子どもの居場所として、すべての小学校において1年生から6年生までを対象に「ふれあい教室」を開設、放課後等における子どもの安全確保及び生活支援など健全育成を図っているところでございますが、今後とも一層充実できるよう質の向上・環境推進に努めてまいります。

(4) 各自治体の教育委員会は、地域の教育力向上のため、「地域教育協議会（すこやかネット）」や「大阪府学校支援人材バンク」の充実、放課後の学校施設の活用等による子どもの居場所づくり、さらには学校・通学路の安全ネットワークづくり（子ども110番など）の推進のため、コーディネーターの配置など、基盤整備を進めること。

## (回答)

平成14年度から発足したすこやかネットは、学校と保護者・地域が協力して子どもを育成するシステムです。平成13年度まで単独に行ってきたPTA行事や育成会・自治会などの活動を有機的に連動させることで地域の教育力を強めることが目的であり、平成19年度で大阪府の補助金制度がなくなりますことから、今後ともボランティア等の参画を得て、活動を継続していきたいと考えております。

学校・通学路の安全ネットワークづくりにつきましては、現在各中学校区に「こども110番の家」の旗を配布し、平成17年度にはPTAや地域の有志の方によって「子どもの安全見守り隊」を各小学校に設立いたしました。また平成19年度からは、大阪府の事業を活用して警察OBをスクールガードリーダーとして登用し、子どもの登下校時に巡回しております。今後とも学校・通学路の安全ネットワークづくりにむけて、子どもの安全のため見守り活動を行ってまいります。

小学校内の安全につきましては、地域の有志の方により設立された学校安全協議会に正門の受付業務を委託し、校門の施錠及び入校者のチェックなど安全の確保に努めてまいりたいと考えております。

(5) 学ぶ意欲がありながら経済的理由により進学をあきらめたり、返済の重圧から奨学金の利用を思いとどまることがないように、大阪府育英会奨学金制度など、制度の周知・改善・拡充を図ること。また、市町村が定める就学援助の水準を、義務教育で必要な費用を十分に賄えるものとする。こと。

## (回答)

本市では財政難のため独自の奨学金制度は困難ですが、対象者である各中学校の3年生徒及び保護者には、例年、校長会・教頭会及び市の進路指導連絡協議会を通しまして、大阪府育英会等

の奨学金制度について周知を行っております。また、進路選択支援事業として、大阪府育英会制度の活用方法と進路全般にわたる相談などの窓口を四條畷市人権協会に委託し開設しております。

## 6. 平和・人権施策

(1) 府民の人権侵害を速やかに救済するため、大阪府人権相談・救済システム専門家会議報告で提起された「人権ケースワーカー制度」の充実をはじめとした総合的な人権相談・救済システムの整備に努めること。さらに、今なお残る社会的マイノリティに対する人権侵害そのものを根絶するための啓発の取り組みを強化すること。

### (回答)

人権ケースワーク制度のさらなる充実のため、平成20年度より人権擁護士を新たに配置して相談の充実を図ります。また、あらゆる人権課題についての啓発についても市人権協会と協力して進めてまいります。

## 7. 男女共同参画施策

(1) 大阪府域のすべての市町村自治体において、男女共同参画行動計画が策定されるよう取り組みを行うこと。すでに策定している自治体においては着実に推進すること。及び各自治体の審議会等への女性参画について、国と同様に女性比率30%を早期に達成すること。すでに30%を達成している各市町村自治体は、次の目標として40%をめざすこと。

### (回答)

行動計画につきましては、平成20年度に四條畷市男女共同参画推進本部において検討し、審議会に諮ってまいります。

女性比率につきましては、毎年達成にむけて庁内各機関と連携して比率向上に努めており、低い審議会などを重点的に引き上げる努力をしております。

(2) 大阪府域の市町村は、男女平等社会の実現のために男女平等参画に関する条例を制定すること。条例制定にあたっては男女共同参画社会基本法の趣旨に沿った内容とし、かつ改正男女雇用機会均等法等の履行確保を図ること。すでに条例を制定している市町村は、その推進を図ること。

### (回答)

平成18年7月1日に制定いたしました「四條畷市男女共同参画条例」に則り施策を進めてまいります。

(3) 大阪府をはじめ、府域すべての自治体でのセクシュアル・ハラスメントやドメスティック・バイオレンスなどの相談窓口の設置とその周知・広報を行うこと。特に、2007年改正されたDV防止法に対応した対策の充実と、相談員などの適正な配置と研修を十分に行うこと。

(回答)

本市におきましては、セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンスの相談窓口を開設しており、広報誌・ホームページなどで啓発を行っております。今後は、外部機関との連携も密にしてあらゆる相談に対応していきます。

また、改正されたDV防止法につきましては、広報誌・ホームページなどで啓発を行ったところです。今後、研修をはじめとした施策を進めてまいります。

(4) 政府の「子ども・子育て応援プラン」が掲げる男性の育児休業取得率10%の目標達成にむけて、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の観点からも、男性の育児休業取得を促進させるための次世代育成支援対策を講じること。

(回答)

本市では、職員の仕事と生活の両立を支援する「次世代育成支援行動計画」を平成17年3月に策定し、運用を図っているところです。

## 8. 環境施策

(1) 「地球温暖化防止施策」にむけて具体的に以下の取り組みを行うこと。

- ① 地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出量が、大阪府域では1990年度に比べ2003年度は1.5%増加している。温室効果ガスの排出量を2010年度には1990年度比9%削減するという大阪府の目標を達成するためにも、各市町村・各団体と連携して施策を講ずること。特に交通部門（自動車など）や民生部門（家庭・オフィスビルなど）の対策を強化すること。

(回答)

本市においては、ISO14001の認証取得や「四條畷市地球温暖化対策実行計画」に基づき、市の事務・事業に伴って発生する温室効果ガスの削減や環境に配慮した事務・事業の推進に努めているところです。今後ともこれらの取り組みを推進するとともに、市民や事業者・団体等との連携を図りながら環境施策の充実に努めてまいります。

(1)－② 大阪府と連携し、「大阪府ヒートアイランド対策推進計画」をより実効性を高めるものとする。特に緑化面積を増やすこと。

(回答)

ヒートアイランド対策の一環として、夏の1ヶ月間「なわて打ち水大作戦」を展開しているところであり、公共施設での実施や市民レベルでの周知・啓発に努めているところです。

緑化につきましては、「四條畷市緑の基本計画」に基づき、緑の保全及び緑化の推進を総合的かつ計画的に実施し、適正な維持管理に努めております。また、自然緑地・自然環境の保全整備に関しましては、ボランティア団体の活動支援を行うなど協働で緑化推進に取り組んでおります。市街地緑化については、生垣設置の助成制度や緑化樹の苗木・花の苗や種の配布により緑化意識の啓発に努めており、開発行為における緑化指導（「大阪府自然環境条例」による緑化面積の確保）を行っているところです。

(1)－③ 温室効果ガス削減のため、2006年2月に大阪府で制定された「毎月16日の『ストップ地球温暖化デー』」の行動を大阪府と連携して広く展開し、広報活動を充実させること。さらに、1日5分のアイドリングストップにより、車両1台あたりの二酸化炭素排出量が年間約39kg削減されることから、「アイドリングストップ」運動を幅広く展開し、市民にも積極的に協力の呼びかけを行うこと。

(回答)

広報誌等を活用しながら、アイドリングストップ運動の普及に努めてまいります。

(2) 「廃棄物・リサイクル事業」について積極的に以下の取り組みを行うこと。

① 大阪府との連携を強化し、大阪府のごみのリサイクル率（10.5%）を、早期に全国平均並み（19.0%）にするために、リサイクル推進のための施策を講じること。また、ごみの分別収集の細分化を徹底すること。

(回答)

北河内4市（四條畷市・枚方市・寝屋川市・交野市）では、容器包装リサイクル法に基づきペットボトル及びプラスチック製容器包装ごみのリサイクルを推進するため、4市共同で中間処理施設である北河内4市リサイクルプラザの建設を進めており、平成20年2月から施設が本格稼働いたします。この施設の稼働に合わせ、市全域でのペットボトル及びプラスチック製容器包装の分別収集を開始することとしております。

(2)－② 野外焼却・野積み・不法投棄などの産業廃棄物をはじめとした廃棄物の不適正処理を防止するために、監視パトロールなどの対策を強化すること。また不法投棄が多発する地帯では、不法投棄の実態を速やかに通報できるよう、通報先を周知する看板などの設置・増設を行うほか、監視カメラを設置すること。

(回答)

山間部や民家の少ない地域など不法投棄が多発する地帯について、パトロールの強化や禁止看

板の設置など引き続き不法投棄防止対策に努めてまいります。

(3) 河川や海を汚す原因となる生活排水について、広報活動を充実させ、家庭に対してその予防策を広く周知すること。

(回答)

下水道の普及率は平成18年度末で95%となっております。今後、生活排水の100%適正処理にむけて、「生活排水処理計画」の策定などに取り組んでまいります。

## 9. 安心・安全の街づくり施策

(1) 2007年度中に取りまとめられる大阪版「地震防災戦略」を基にして、各自治体で策定している「地域防災計画」などの防災対策の補強を行うこと。また、災害時用の食糧備蓄体制の点検・整備を行うこと。さらに、定期的に地域住民なども参加した訓練を実施すること。

(回答)

「地域防災計画」の防災対策の補強については、「予防対策」「応急対策」「復旧対策」の各セクションのマニュアルを作成してまいります。

災害時用の食糧備蓄体制の点検・整備については、大阪府地震被害想定に基づく整備等の考え方により、定期的の実施しています。

地域住民参加の訓練については、本市ではすべての地区に自主防災組織の設置を進めるとともに、地区の自主防災組織からなる「四條畷市自主防災組織ネットワーク会議」と市が連携し、合同訓練の計画を進めているところです。

(2) 大阪府域における公立学校の耐震化率は、各市町村で大きな開きがあるが(9.3%から84.1%)、平均で55.6%となっており、全国平均の58.6%に比べると低い水準にある。この現状を踏まえ、府域の公立学校が災害時の一時避難所となることも考慮し、その対策を一定期間前倒しして行うこと。また耐震化率100%を早期に達成するためにも、国からの交付金を求めること。

(回答)

近年、東南海地震・南海地震が危惧され、学校設備の耐震化につきましては、本市教育委員会といたしましても、学校は児童・生徒が学び生活する場であると同時に災害における市民の避難場所となることから、学校施設の耐震化を最優先に取り組んでまいります。

(3) 公共施設（特に競技場・野球場・体育館などのスポーツ施設）へのAED（Automated External Defibrillator：自動体外式除細動器）の設置を拡充すること。

(回答)

AEDにつきましては、本市では、平成19年5月におきましてすべての公共施設に設置いたしました。

## 10. 交通・観光都市などの街づくり施策

(1) 大阪府域の休耕地を家庭菜園などとして府民に開放するなど、有効活用すること。

(回答)

現在本市におきまして休耕地として放置されている農地は見受けられず、地権者により適正に維持・管理されていると判断いたしております。また昨年、特定農地貸付制度により、地権者が事業主体となって管理運営を行う「貸し農園（ふれあいファーム）」を開設、市民の農園として活用されています。

(2) 違法駐車を取り締まり強化とあわせて、市民生活における物流の重要性・公益性の観点から、貨物車両用の各種施設（専用駐車場や荷捌施設など）の整備を推進すること。また公営駐車場の一部を、その施設の代用として使用できるようにすること。

(回答)

市域にあるJR駅周辺の駐車違反車への啓発を放置自転車撤去業務とあわせて実施しているとともに、地区や警察署との連携により市域の駐車違反の啓発活動に努めております。

(3) すべての生活者にとって住みやすい街づくり、すべての利用者にとって利用しやすい交通の提供にむけ、都市計画・街づくり、交通機関・交通施設におけるユニバーサルデザイン化・バリアフリー化をより一層推進させること。またそのための設備などを設置・整備・維持する際の費用助成を拡充すること。

(回答)

平成16年3月に策定した「四條畷市交通バリアフリー基本構想」に基づき市事業の推進を図るとともに、同構想に記載された道路事業・公共交通・交通安全対策等の進捗について進行管理に努めてまいります。

(4) 歩行者と自転車の接触事故を減少させる観点から、歩道及び車道に自転車専用レーンの設置・拡充を図ること。また交通事故防止の観点から「歩車分離信号」を拡充すること。

(回答)

本市のバリアフリー基本構想の重点整備地区内で歩車分離式信号への変更が有効な交差点については、公安委員会に要請し順次実施しております。

(5) 道路交通渋滞や環境問題を考慮する目的で、「パークアンドライド」や「レンタサイクル」の対象箇所拡大の取り組みを図ること。

(回答)

レンタサイクルは、放置自転車対策のマイナス要因となる可能性がありますので、慎重に研究する必要があると考えております。